

# 養父市農業委員会

## 第4回会議録

令和5年1月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第4回会議録

1. 開催日時 令和5年1月24日（火曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第13号 農用地利用集積計画の承認について

議案第14号 非農地証明交付申請の承認について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

### 報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員（12名）

1 番 谷垣重俊	2 番 吉村英之	3 番 藤原健次	4 番 坂本光
5 番 前川章	7 番 珍坂聡	8 番 圓山満	9 番 山根達夫
10 番 藤原義幸	11 番 木下計介	12 番 秋山博	13 番 西谷英樹

### 5. 欠席農業委員（1名）

6 番 濱田房子

### 6. 出席推進委員（9名）

15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	17 番 荒木奈見	18 番 谷村昭雄
19 番 藤本浩一郎	21 番 鎌谷壽三男	22 番 上垣美由紀	
23 番 宇佐見孝一	25 番 米田渡		

### 7. 欠席推進委員（3名）

14 番 小林誠      20 番 栗田匡晃      24 番 井上勝雄

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦      副主幹 福垣 周作      主査 東 宏樹      主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第4回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、御苦勞様です。朝、寒い中、雪が舞ってる中、午前中より関係委員の現地確認、御苦勞様でした。正月から雪がない暖かい日が続いておりましたが、今日からまた雪が降って、皆さん、大変じゃないかなと思っております。  
それで、この間の今月の12日ですけども、岡田地方創生担当大臣が養父市を訪れて、建屋の株式会社に現地確認に来られていました。午後は養父市の農業者との意見交換会ということで、宿南の営農組合、そして高柳の方などと意見交換会をしまして、ある株式会社の女性社員が、しっかりとした意見を発表し、農業はすごく楽しいと言っておりました。それは岡田大臣もすごく感心しておりました。それで、結果として新聞にも掲載されていましたが、まだ決定ではありません。戦略特区というか農業特区は延長されるという、それはまだこれからの国会の話らしいけども、手応え的にはよかったんじゃないかと思っておりました。今後こういった話がまた養父市の農業委員会でもあると思いますけども、また皆さん、その辺をちょっと関心を持ってもらいたいと思います。以上です。

事務局 : ありがとうございます。

それでは、初めに、会議の成立について御報告をさせていただきます。本日の出席、農業委員13名中12名の出席となっております。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。農地利用最適化推進委員については9名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

それでは、総会の議事進行については、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、山根会長にお願いをいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、5番の前川農業委員と8番の圓山農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第13号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第13号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和5年2月1日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が217,848平方メートル、201筆、畑が1,227平方メートル、2筆、合計219,075平方メー

トル、203筆となっております。利用権の設定を受ける戸数は91戸、設定をする戸数は55戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が196筆、211,863平方メートル、全て新規の設定です。解除条件付使用貸借が2筆、5,087平方メートル、解除条件付賃借権が5筆、2,125平方メートルとなっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、1年契約が5筆、2,967平方メートル、3年契約が1筆、3,003平方メートル、5年契約が3筆、5,678平方メートル、9年契約が5筆、2,125平方メートル、10年契約が189筆、205,302平方メートルとなっております。詳細につきましては次ページ以降に記載しております。

また、6ページ及び7ページの番号4番から8番が一般法人による解除条件付の賃借となっております。また、8ページから35ページが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理事業から借受けをし、耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和5年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第13号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第14号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 36ページを御覧ください。議案第14号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、梨ヶ原の土地1筆で、面積が955平方メートルです。所有者は神崎郡の方で、非農地の事由としましては、昭和40年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは37ページから40ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。番号1番の梨ヶ原の件について、担当農業委

員の説明を求めます。3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。午前中の天候の悪い中、現地調査、御苦労さまでした。

それでは、位置図から説明させていただきます。写真で赤丸のところは現地です。上に写真でちょっと横に白くというか、これが県道87号線で、それから、南側に相当しますところが現地です。次の字限図ですが、103が相当する部分です。現状写真としては、ドローンで写した写真です。赤い印がついとところが現地で、その次のページに始末書が出てますが、40年ほど前、桑を作っていました。その後、重機でならしてスキー場にしましたが、スキー場が閉鎖になり、現状はかなり広い地形となっております。畑にはちょっと戻せないような状態です。ということで、非農地ということで、申請どおりに御協議いただきますようお願いいたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。午前中、現地調査といいますが、山の上ですので、その下の県道のところから関係者の方あるいは担当委員からお話を聞きました。以前は桑畑として補助事業を入れて開墾されたそうですが、その後スキー場となり、そのスキー場が閉鎖してからももう既に何十年もたっているような状態で、今はほとんど手がつけられていないのではないかと思います。ということで、申請どおり承認すべきものという意見を申し上げたいと思います。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します。推進委員の米田です。現地は先ほど言われたとおりのところなんですけど、昭和50年代までぐらいは地元の畜産農家が和牛を飼っておられて、放牧場としても使っておられた時期があったんですけど、その方ももう高齢になってからは使っておられないということで、現状はスキー場として一部活用はされていたんですけど、それも二十数年前からはもうスキー場も廃業されて、本当に山林のような状況になっております。したがって、非農地証明として提出しているということに特に異論はありませんし、それが妥当だというふうに思います。以上です。

議長： ありがとうございます。

説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第14号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 41ページを御覧ください。議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市十二所の土地1筆、面積は367平方メートルです。譲渡人は養父市大屋町加保の方、譲受人は養父市藪崎の方及び京都府福知山市の方です。申請地内に一般住宅及びカーポートを建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは42ページから49ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。上下水道管が埋設する道路の沿線にあつて、500メートル以内に2つ以上の公共施設、教育施設があるため、原則、転用が可能となる第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用について融資証明や同意書等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地への影響に問題がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく御願います。42ページを御覧ください。42ページの航空写真、緑色に塗られ、白枠で囲まれた場所が今回の場所になります。下のほうに通っているのが県道養父穴栗線の道です。大屋川のそばを通っております。この道の右側方向が養父地域局、左側に行くと浅野方面となります。その中で中心に見えるのがJA広谷支店の駐車場と建物で、その左斜め上が養

父中学校になります。その下に、小さな四角い屋根の色がいろいろ並んでいるんですけど、ここが広谷で、最近よく開発されている住宅地、この周辺は本当に新しい住宅がどんどん建っている地域になります。

それで、場所なんですけど、道路と住宅に囲まれた、登記上は田ということなんですけど、現況は畑とされて、耕作されておる土地になります。2枚の畑がありまして、そのうち1枚がこの線で囲まれた場所になります。それが43ページの丸で囲まれた枠の中に、四角く、半円と直線でなっているその土地が住宅地ということになります。

それと、頂いた追加の資料を見ていただきましたら、下の断面図、横断というか、道路から畑にかけて建物を真ん中から切った断面図なんですけど、左が道路になって、右のほうは隣の畑になると思います。道路並みに宅地をかさ上げされるので畑のほう、段がつくんですけど、既存のコンクリートのあぜがありまして、そこから斜めにのり面、少し立ち上がっているという状況になりますので、現在耕作されている方はコンクリート二次製品の壁ができるとか、そういうふうな危険はないと思います。

水路に関しましても、それぞれ独立していますので、何ら影響ないと思われまますので、許可相当かと思えます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。12番、秋山農業委員。

秋山委員： 失礼をいたします。12番、秋山です。午前中に現地を確認させていただきました。今、担当委員の方が詳しく説明されたので、改めて説明することはほとんどないんですけども、言われたとおり、住居が立ち並ぶ横にある農地です。市道にも面しておるということで、もともとそこの田が、田ということで、少し段差があるということで、先ほども説明が追加資料にもありますが、少し盛土をされる、約25センチぐらいかな、盛土をされるようです。ただ、隣接の畑への排水とか、それから、流れ水も十分に考慮をされておられて、下流の農地への影響もほとんどないように思われました。ということで、隣接農地の地権者の方にも承諾を得ておられるようでありますので、問題のない案件かと思われまます。許可相当と思われまますので、よろしく願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。現地確認させていただきました。今、御説明あったとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認めて、議案第15号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 50ページを御覧ください。報告①、農地の使用貸借の解約通知についてです。

届出番号1番、養父市建屋の土地5筆、合計面積は2,059平方メートル。貸人は養父市餅耕地の方、借人は養父市能座の株式会社です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しは同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用することとなっております。

届出番号2番、養父市建屋の土地2筆、合計面積は529平方メートル。貸人は養父市建屋の方、借人は養父市能座の株式会社です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号3番、養父市薮崎の土地1筆、面積は898平方メートル。貸人は養父市薮崎の方、借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が自己保全されます。

届出番号4番、養父市堀畑の土地1筆、面積は1,298平方メートル。貸人は養父市養父市場の方、借人は養父市上野の株式会社です。合意解約年月日は令和4年12月16日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は朝来市の企業が耕作されます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 51ページ及び52ページを御覧ください。報告②、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知についてです。

届出番号1番、養父市大谷の土地2筆、合計面積は1,403平方メートル、賃貸人は西宮市の方、借入人は養父市大谷の方です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号2番、養父市大谷の土地2筆、合計面積は2,368平方メートル、賃貸人は養父市大谷の方、借入人は養父市大谷の方です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号3番、養父市大谷の土地1筆、面積は262平方メートル、賃貸人は養父市大谷の方、借入人も養父市大谷の方です。合意解約年月日は令和4年12月31日で、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号4番、養父市大谷の土地1筆、面積は1,454平方メートル、賃貸人は養父市大谷の方、借入人も養父市大谷の方です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号5番、養父市大谷の土地2筆、合計面積は1,674平方メートル、賃貸人は養父市大谷の方、借入人も養父市大谷の方です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

52ページに移ってください。届出番号6番、養父市大谷の土地1筆、面積は599平方メートル、賃貸人は養父市大谷の方、借入人も養父市大谷の方です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しは同日。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号7番、養父市大谷の土地1筆、面積は876平方メートル、賃貸人は養父市大谷の方、借入人も養父市大谷の方です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

届出番号8番、養父市大谷の土地2筆、合計面積は2,719平方メートル、賃貸人は養父市大谷の方、借入人も養父市大谷の方です。合意解約年月日は令和4年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。1番、谷垣委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今日最初にあった農用地利用集積計画の承認というところに出てきている案件と今回の報告との中でちょっと質問があるんですけども、かなりこれ、地域的に養父市の中でもこういう農地中間管理機構を使ってするというのが増えていると思うんですけど、場所的には、どの辺りがなっていますか。

事務局： 今ですと、建屋地区はもうほとんどの地域が入っておりまして、長野、能座、餅耕地、建屋辺りが多いですね。あとは、高柳地域も広域水土里会がある関係で結構広げられているところと、今年は、養父の中米地のほうでも新規がありましたので、この地域に広がってきているのと、あとは大谷地区です。取り組もうということで、地区を挙げて農地中間管理事業を活用するというのを今年進めていただいておりますので、その地区が多くなってきております。

谷垣委員： 分かりました。ありがとうございました。

議長： ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告③、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 先ほど差し替えをお願いしました、53ページを御覧ください。

報告③、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、大屋町夏梅の土地1筆で、317平方メートルです。譲受人は大屋町夏梅の方、譲渡し人は奈良県大和郡山市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が11月21日、許可日が11月30日となっています。

2番、八鹿町小佐の土地1筆で、542平方メートルです。譲受人は八鹿町小佐の方、譲渡し人も八鹿町小佐の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月14日、許可日が12月20日となっています。

3番、八鹿町朝倉の土地3筆で、1,272平方メートルです。譲受人は八鹿町八鹿の方、譲渡し人は八鹿町朝倉の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月22日、許可日が1月5日となっています。

4番、八鹿町八木の土地3筆で、950平方メートルです。譲受人は加古郡稲美町の方、譲渡し人は大阪府高槻市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月23日、許可日が1月11日となっています。空き家に

附属する農地制度を利用しています。

5番、尾崎の土地1筆で、195平方メートルです。譲受人は尾崎の方、譲渡人は加古川市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が12月26日、許可日が1月4日となっています。

6番、八鹿町米里の土地2筆で、702平方メートルです。譲受人は八鹿町米里の方、譲渡人は大阪府高槻市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が1月6日、許可日が1月11日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
続きまして、報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 54ページを御覧ください。報告④、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は大屋町大屋市場の土地8筆で、面積が3,703平方メートルです。譲受人は神戸市の方です。取得した日が令和3年12月24日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。土地の詳細は別紙1のとおり、55ページになります。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
これで報告事項は終了しました。  
以上で第4回農業委員会の総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 小根 達夫

署名委員 前川 尊

署名委員 圓山 満